

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

◇告 示

年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(職員厚生課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

保安林の指定予定(二件)(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第四百号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第二条第六項及び第八項の規定に基づき、年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のとおり定める。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	四、〇二七円	二二、七八六円
二十歳以上二十五歳未満	四、九七一円	二二、七八六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九〇七円	二三、一八〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、四九四円	一五、九七七円
三十五歳以上四十歳未満	六、九三三円	一八、一七八円
四十歳以上四十五歳未満	七、二八三円	二〇、〇三四円
四十五歳以上五十歳未満	七、三六二円	二二、四二六円
五十歳以上五十五歳未満	六、七五四円	二三、一九六円
五十五歳以上六十歳未満	五、六九三円	二二、二三九円

六十歳以上六十五歳未満	四、一二五円	一八、四五九円
六十五歳以上	三、九六〇円	二二、七八六円

附 則

- この告示は、平成五年四月二十七日から施行する。
- この告示は、平成五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 次に掲げる告示は、廃止する。
 - 平成二年十二月鳥取県告示第九百八十四号（年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）
 - 平成四年四月鳥取県告示第四百四十四号（休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）

鳥取県告示第四百一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	書 号		発行 行 記号等	類 表示された発 行所名
		題 名	号		
4789	雑誌その他の 刊行物	蜜の誘惑		CX104	アイランド出版
4790	"	おしりの囁き		AR-6	アール出版
4791	"	ワガママ下半身		AR-5	アール出版
4792	"	処女妻絶叫		NO.31	北陽出版
4793	"	彩の女		ISBN -06-2532 BW79	J.T.S出版
4794	"	淫乱上手		雑誌 AW-72	J.T.S出版
4795	"	淫魚		雑誌 AW-73	J.T.S出版
4796	"	魔性戀		ISBN -06-2532 BW77	J.T.S出版
4797	"	真夜中の狂乱		雑誌 AW-71	J.T.S出版
4798	"	濡れた秘貝		雑誌 AW-70	J.T.S出版
4799	"	誘惑の路で		ISBN -06-2532 BW80	J.T.S出版
4800	"	妖性美女		ISBN -06-2532 BW72	J.T.S出版
4801	"	アクシヨソCLUB	2月号	雑誌 01111 9-02	株式会社サン出版
4802	"	オレソソ通信	1993.2	雑誌 F0211 89-2	株式会社東京三世
4803	"	CITYPRESS	1993.2	雑誌 0433 9-2	株式会社東京三世

4804	"	バナナ通信 2	雑誌 1759 1-2	株式会社ラン出版
○4805	"	COMICアクトチキ 5	雑誌 1138 67-5	光栄書房
○4806	"	成田アキラのチレクラ日誌 5	雑誌 5815 0-35	シュベール出版
○4807	"	COMIC Bear 5月号	雑誌 1138 95-5	株式会社東京三世社
○4808	"	漫画ホットミルク 5月号	雑誌 1866 3-5	磯白夜書房
○4809	"	辺境白警隊	雑誌 5147 0-08	フランス書院
4810	録画テープ	女子大生純生薬人娘	SN-07	セゾン企画

(注) 指定番号欄の○印は、少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 致 東伯郡大栄町大字原七三三

就任した役員の氏名及び住所

平成五年三月三十一日退任

- 山崎 信夫 東伯郡大栄町大字島七三一一
- 原田 重榮 東伯郡大栄町大字島六九六一
- 田中 永壽 東伯郡大栄町大字西穂波一四七
- 田中 時雄 東伯郡大栄町大字亀谷一一五九
- 松田 正雄 東伯郡大栄町大字亀谷四四七一
- 河野 俊一 東伯郡大栄町大字穂波二七三
- 宮川 永美 倉吉市津原四二七一
- 田中 満 倉吉市谷一六四一一
- 平久 稔 倉吉市勤一七二
- 伊垢 禮正 倉吉市別所三四八
- 森田 春夫 倉吉市穴沢四四
- 石川 昌美 倉吉市尾原三〇一一
- 山崎 芳藏 東伯郡大栄町大字亀谷三九八
- 長柄 清 倉吉市谷二一一三

- 秋山 充弘 東伯郡大栄町大字原一一二八一
- 河野 俊一 東伯郡大栄町大字穂波二七三
- 山崎 信夫 東伯郡大栄町大字島七三一一
- 原田 重榮 東伯郡大栄町大字島六九六一
- 田中 永壽 東伯郡大栄町大字西穂波一四七
- 深水 公明 東伯郡大栄町大字亀谷一一五二
- 山崎 信昭 東伯郡大栄町大字亀谷三六六

" 宮川 喜治 倉吉市津原三七四
 " 田中 満 倉吉市谷一六四一
 " 平久 稔 倉吉市鋤一七二
 " 松井 裕己 倉吉市別所三〇四
 " 石川 昌美 倉吉市尾原三一〇一
 " 名和 猪佐雄 倉吉市穴沢六五
 監事 長柄 清 倉吉市谷二一一三
 " 山崎 芳蔵 東伯郡大栄町大字亀谷三九八
 平成五年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 池田 誠 東伯郡北条町大字江北六〇七
 " 田村 武 東伯郡北条町大字江北一七〇〇
 " 新田 朝光 東伯郡北条町大字江北一九六九
 " 前田 英正 東伯郡北条町大字国坂一四八八一

" 前田 利忠 東伯郡北条町大字国坂二一六
 " 磯江 伸寿 東伯郡北条町大字北尾四三八
 " 濱本 昭 東伯郡北条町大字弓原四一〇
 " 山田 則吉 東伯郡北条町大字弓原六一六
 " 太田 重栄 東伯郡北条町大字下神七〇八
 " 笠見 利明 東伯郡北条町大字松神六五〇
 " 永田 正繼 東伯郡大栄町大字東園三三三
 " 田中 貢 東伯郡大栄町大字西園一一八六一
 " 穂山 征隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 " 竹歳 幹男 東伯郡大栄町大字由良宿一八六一
 " 井川 和男 東伯郡大栄町大字由良宿一五六一
 " 田村 守 東伯郡大栄町大字妻波一二一九
 監事 生田 福 東伯郡北条町大字江北六二五
 " 田中 秀太郎 東伯郡北条町大字田井四一一
 " 狩野 諄一郎 東伯郡大栄町大字東園三九〇
 平成五年三月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山田 正一 東伯郡北条町大字江北五三
 " 岡野 員行 東伯郡北条町大字江北一七〇二
 " 新田 朝光 東伯郡北条町大字江北一九六九
 " 前田 英正 東伯郡北条町大字国坂一四八八一
 " 前田 利忠 東伯郡北条町大字国坂二一六
 " 近藤 貞裕 東伯郡北条町大字北尾四四三

濱本 昭 東伯郡北条町大字弓原四一〇
 山田 則吉 東伯郡北条町大字弓原六一六
 西野 鍛 東伯郡北条町大字下神八六一
 浜根 良太郎 東伯郡北条町大字松神八九七
 田熊 宗政 東伯郡大栄町大字東園三六八
 穂山 征隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 中村 和人 東伯郡大栄町大字西園一一八〇
 竹歳 幹男 東伯郡大栄町大字由良宿一八六一
 福島 康博 東伯郡大栄町大字由良宿一一〇五
 河本 良雄 東伯郡大栄町大字妻波一八七九一三
 監事 小原 隆 東伯郡北条町大字江北六〇八
 竹本 正義 東伯郡北条町大字田井四〇九一
 狩野 諄一郎 東伯郡大栄町大字東園三九〇
 平成五年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字助澤字ノロ四〇四、四〇五の一から四〇五の三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西四丁目二六三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の六一、二七〇八の六二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課

において一般の縦覧に供する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
三朝東郷線		変更前	東伯郡東郷町大字引地字寺前五八四一五地先から同町大字野花字野花川四三九一三地先まで	六・五〇 三三・五	一四八・〇
		変更後	東伯郡東郷町大字引地字寺前五八四一五地先から同町大字野花字岩根五八六一一地先まで	一四・四〇 二五・〇	四七一・〇

鳥取県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字引地字寺前五八四一五地先から同町大字野花字岩根五八六一一地先まで	平成五年四月二十七日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年四月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CRトランプマン	マルホン工業株式会社
〃	トキマンマン	〃